

大阪市会会議規則の一部を改正する規則案

本案を別紙のとおり提出する。

令和2年5月14日

大阪市会議長 広田和美様

提出者

山下昌彦	辻 淳子	木下 誠
守島 正	岡崎 太	杉村 幸太郎
竹下 隆	藤田 あきら	杉山 幹人
上田 智隆	佐々木 りえ	丹野 壮治
岡田 妥知	高山 美佳	藤岡 寛和
大内 啓治	東 貴之	片山 一步
田辺 信広	出雲 輝英	大橋 一隆
梅園 周	飯田 哲史	金子 恵美
高見 亮	宮脇 希	吉見 みさこ
海老沢 由紀	大西 しょういち	坂井 はじめ
くらもと 隆之	原田 まりこ	野上 らん
伊藤 亜実	原口 悠介	山田 はじめ
西 拓郎	塩中 一成	

(別 紙)

大阪市会会議規則の一部を改正する規則

大阪市会会議規則（昭和31年9月30日市会議決）の一部を次のように改正する。

第41条の次に次の1条を加える。

(委員会開催の特例)

第41条の2 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするすることができる方法を活用した委員会（以下「オンラインを活用した委員会」という。）を開催することができる。

2 前項の場合において、委員は、オンラインを活用した委員会にオンラインにより参加を希望するときは、委員長に申請し、委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
第42条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定による委員長の許可を得て委員会に参加した委員は、前項の出席委員とする。

第43条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

2 オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

説 明

新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするすることができる方法を活用した委員会を開催することに関し必要な事項を定めるため、会議規則の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会会議規則（抄）

(委員会の開会)

第41条 省 略

(委員会開催の特例)

第41条の2 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した委員会（以下「オンラインを活用した委員会」という。）を開催することができる。

2 前項の場合において、委員は、オンラインを活用した委員会にオンラインにより参加を希望するときは、委員長に申請し、委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(委員会の定足数)

第42条 省 略

2 前条第2項の規定による委員長の許可を得て委員会に参加した委員は、前項の出席委員とする。

(委員会の表決)

第43条 省 略

2 オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

2 前項 の場合においては、委員長は、委員として表決に加わる権利を有しない。

3 前2項